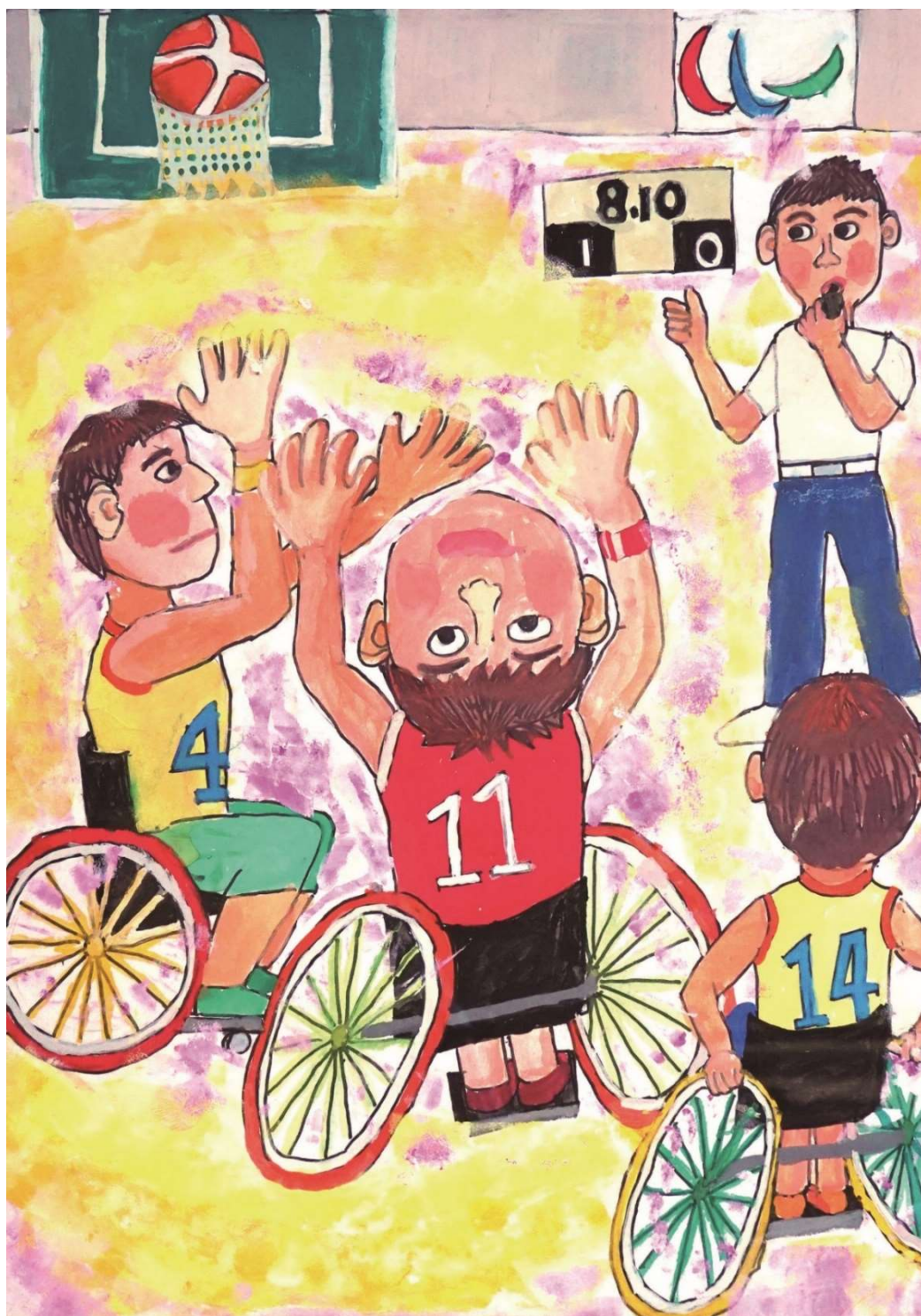


第5次 愛媛県障がい者計画

(令和2～5年度)



令和2年3月

表紙

令和元年度「障害者週間のポスター」

愛媛県知事賞（最優秀賞）

松山市立浮穴小学校 3年 川崎 悠生さん

「決めるぞシュート 力を合わせて」

はじめに

県では、平成27年に、本県の障がい者施策の第4次基本計画として「愛媛県障害者計画」を策定するとともに、平成30年には、同計画の実施計画である「愛媛県障がい福祉計画」と「愛媛県障がい児福祉計画」を定め、障がい保健福祉施策を総合的かつ一体的に推進して参りました。



この間、国では、平成26年の「障害者権利条約」締結以降、「障害者差別解消法」の施行や、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正等により、障がい者の権利擁護や支援の充実を図るほか、今年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいへの理解や障がい者の社会参加の促進に向けた「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に関する取組みが進められています。

県におきましては、こうした制度改正や社会情勢の変化をふまえ、障がいのある方々を取り巻くさまざまな課題に的確に対応していくため、このたび、第4次計画を継承・発展させた「第5次愛媛県障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、障がい者の方々が自立した日常生活を送り、積極的に社会活動に参加できるよう多様な分野でのサポートに努めるとともに、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、あらゆる場面における社会的障壁の除去に向け、ソフト・ハードの両面にわたる各種施策を展開していくこととしております。

今後とも、国や市町、関係機関・団体等との連携の下、「オール愛媛」で、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現に全力を挙げて参りたいと考えておりますので、県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御助言をいただきました「愛媛県障がい者施策推進協議会」の委員の皆様や各障がい者団体の皆様方をはじめ、関係者の方々に対しまして、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

愛媛県知事 中村時広

目 次

第1章 障がい者計画のあらまし	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の期間	
3 計画の位置付け	
4 障がい者の概念	
5 基本理念	
6 基本方針	
7 推進体制	
8 施策体系	
第2章 障がい者を取り巻く状況	9
1 本県における障がい者の現状	
2 障がい者施策の動向	
第3章 分野別施策の具体的方策	18
第1節 地域生活の支援	18
1 意思決定支援の推進	
2 相談支援体制の強化	
3 地域移行支援、在宅サービス等の充実	
4 障がい児支援の充実	
5 福祉用具の普及促進と利用支援	
6 障害福祉サービスの質の向上等	
第2節 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	24
1 行政情報のアクセシビリティの向上	
2 意思疎通支援の充実	
第3節 保健・医療対策の充実	26
1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防	
2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供	
3 精神保健・医療施策の充実	
4 難病等に関する施策の充実	
5 高次脳機能障害に関する施策の充実	

第4節	特別支援教育の充実 ……………	30
1	インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実	
2	教育環境の整備・充実	
第5節	雇用・就業、経済的自立の支援 ……………	33
1	総合的な就労支援	
2	経済的自立の支援	
3	障がい者雇用の促進	
4	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	
5	障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保	
6	福祉的就労の底上げ	
第6節	福祉を支えるひとづくり ……………	37
1	専門職員の養成・確保	
2	ボランティアの育成援助	
3	研修体制の充実	
第7節	安全・安心な生活環境の整備 ……………	40
1	公共的施設と住宅の整備・改善	
2	移動・交通対策の推進	
3	人にやさしいまちづくりの意識啓発	
第8節	防災・防犯対策の推進 ……………	44
1	防災対策の推進	
2	防犯対策の推進	
3	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
第9節	差別の解消及び権利擁護の推進 ……………	47
1	障がいを理由とする差別の解消の推進	
2	障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止	
第10節	芸術文化活動・スポーツ等の振興 ……………	50
1	芸術文化活動の推進	
2	スポーツ等の振興	
3	生涯を通じた多様な学習活動の推進	
第11節	国際交流の推進 ……………	53
1	障がい者の国際交流の推進	
2	地域に住む外国人との交流の促進等	

資料

- 愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例……………55
- 愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要……………57
- 用語解説……………74



第1章 障がい者計画のあらまし

1 計画策定の趣旨

本県では、昭和 57 年に県における障がい者施策の基本計画として「心身障害者福祉対策長期指針」（第 1 次計画）を、平成 7 年に第 2 次計画（計画名を「愛媛県障害者計画」に変更）、平成 17 年に第 3 次計画を策定し、現在は、平成 27 年 3 月に策定した第 4 次計画により、障がい者施策を展開しています。

国では、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を締結して以降、平成 27 年の「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行、平成 28 年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正、時代の変化に対応し、支援の一層の充実を図るために所要の措置を講じた「発達障害者支援法」の改正など、障がい者の権利擁護の推進や保健福祉施策の充実が図られています。

また、令和 2 年（2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定を契機とした共生社会の実現を図るため、平成 29 年には「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定され、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」に向けた取組みが推進されています。

さらに、平成 30 年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行など、障がい者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

今回の計画は、このような障がい者を取り巻く環境の変化に対応し、障がい者の高齢化や障がいの重度化等、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、実効性のある施策を推進していくため、本県における障がい者施策の第 5 次の基本計画として策定するものです。

2 計画の期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

※第4次計画の期間は5年間としていましたが、障害福祉サービスの提供体制の確保等を定める「愛媛県障がい福祉計画及び愛媛県障がい児福祉計画」と本計画について、より調和を保ち、総合的・計画的に施策を推進するため、同時期に改定することとし、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
障がい者計画	←————→					←-----→					
	第4次					第5次					
障がい福祉計画	←————→			←————→			←-----→			→	
	第4期			第5期			第6期				
障がい児福祉計画	/			←————→			←-----→				
				第1期			第2期				

3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第2項に基づき、本県の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針であるとともに、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」の分野別計画としての一面を併せ持つものであり、県内市町はもとより、関係団体及び県民に広く理解と協力を求めていく本県障がい者施策の基本計画となるものです。

また、「障害者文化芸術活動推進法」第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。

4 障がい者の概念

本計画における「障がいのある人」「障がい者（児）」の概念は、「障害者基本法」に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

5 基本理念

本計画は、前計画を継承し、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。

6 基本方針

次の4つの基本方針を掲げ、「共生社会」の実現に向けた取組みを進めます。

(1) 障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援

障がい者自身が、社会を構成する一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加できるよう支援します。

また、障がい者施策の検討及び評価に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

(2) 障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進

ソフト面では、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する障がいを理由とする差別的取扱いの禁止及び障がい者が日常生活又は社会生活を営むうえで制約となっている社会的障壁の除去に関する取組みを推進し、あらゆる障がい者差別の解消に努めます。

また、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

(3) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上

ハード面では、障がい者の社会参加を促進し、その能力を十分発揮できるよう、社会のあらゆる場面におけるバリアフリー化を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上に努めます。

(4) 分野横断的な障がい者施策の推進

障がいの特性や状態、生活実態や家族の状況、また、障がいだけでなく、ライフステージに応じたニーズや課題に対応した施策推進が必要なことから、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用、男女参画等の各分野の施策と連携し、分野横断的な障がい者施策の推進を図ります。

7 推進体制

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指すため、県民の「障がい」や「障がい者（児）」に対する一層の理解を深め、障がい者の自立と社会参加に関する取組みを社会全体で進めることができる体制づくりに努めます。

【現状と課題】

従来の「障がい」の捉え方は、障がい者が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障がいに起因するものという「医学モデル」を反映したものでしたが、平成 18 年（2006 年）に、国際連合において採択された「障害者権利条約」では、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考えが反映され、「合理的配慮」の概念とともに、平成 23 年の「障害者基本法」の改正の際に盛り込まれました。この「社会モデル」の考えでは、障がいのある人の社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを全ての人理解し、意識に反映させ、具体的な行動に変えていくことが重要となり、国においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定を契機とした「心のバリアフリー」に関する取組みが進められています。

このような中、本県においては、平成 29 年の全国障害者スポーツ大会「^{えがお}愛顔つなぐえひめ大会」の開催を契機に、県民の障がい者に対する理解が深まったところですが、その機運を更に拡大させるため、引き続き、共生社会の実現に向けた様々な啓発等の取組みを実施し、社会の理解と協力体制づくりを推進することが重要です。

【具体的な取組み】

（1）理解と協力体制づくり

① 広報・啓発活動の推進

ア 障害者週間（12 月 3 日～9 日）に関連して開催する障がい者福祉推進愛媛県大会や、4 月の発達障害啓発週間、9 月の知的障害児（者）福祉月間、障害者雇用支援月間、10 月の精神保健福祉普及運動期間、12 月の人権週間等の諸行事、活動を通じ、障がいや障がい者に対する県民への理解促進に努めます。

- イ 県の広報紙（愛顔のえひめ）やホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等の様々な広報媒体の活用や市町、民間団体の連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。
- ウ 障がい者団体、福祉団体、ボランティア団体等が行う民間レベルの広報・啓発活動を支援します。

②障がい及び障がい者理解の促進

<学校における障がい児（者）への理解の促進>

- ア 障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との相互理解を深めるため、個性や多様性を認め合う教育を実施します。
- イ 互いの理解と認識を深めるため、地域の幼稚園、小中学校、高等学校等と特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。
- ウ 学校と障害者支援施設等との交流を進めるなど、教育活動の中で福祉教育の充実を図ります。

<地域における障がい及び障がい者理解の促進>

- ア 家庭、学校、職域、地域の連携を図りながら、福祉施設体験学習や福祉イベントの開催、公共施設への視聴覚教材の導入など、地域における障がい及び障がい者理解の促進に努めます。
- イ 障害者支援施設等の行事への地域住民の参加や地域の行事への施設利用者の参加を通じて相互交流を図り、障がい者や障害者支援施設等に対する地域理解を促進します。

③心のバリアフリーに対する理解の促進

心のバリアフリーに対する県民全体の理解を促進するため、学校や職域、地域における研修やイベントなどで普及啓発に努めます。

④ボランティア活動等の推進

- ア 県民のボランティア活動に対する理解を深め、市町や福祉団体、NPO法人など多様な主体による障がい者のための取組みを促進するための環境の整備に努めます。
- イ 「愛媛ボランティアネット」を通して広くボランティア情報等を提供することによって、障害者支援施設等におけるボランティア活動を奨励し、障がい者との交流の促進を図ります。

⑤関係団体等との連携強化

障がい者団体においては、近年、高齢化と新規加入者の減少による組織力の低下が懸念されています。障がい者の自立した地域生活や社会参加の促進のため、引き続き、障がい者団体の活動を支援します。

(2) 数値目標の設定、進捗状況の管理等

計画の施策を着実かつ効果的に実施するため、新たに数値目標を設定します。計画の進行管理については、県障がい者施策推進協議会に進捗状況等を報告し、意見を踏まえたうえで効果的な施策の推進を図ります。

また、社会情勢やニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

数 値 目 標		基準値	目標値	
施設入所から地域生活への移行者数 (※1)		42人 (H27~29)	189人 (H30~R2)	
手話通訳者の県登録者数		92人 (H30)	102人 (R5)	
要約筆記者の県登録者数		56人 (H30)	66人 (R5)	
盲ろう者向け通訳・介助員の県登録者数		126人 (H30)	136人 (R5)	
精神病棟での1年以上の長期入院患者数 (※1)		2,427人 (H29)	2,137人 (R2)	
個別の教育支援計画の作成が必要とされる者の作成率		87.5% (H30)	100% (R5)	
民間企業における障害者雇用率 (※2)		2.22% (R1)	2.3% (R4)	
県の機関における 障害者雇用率 (※3)	知事部局	1.81% (R1)	2.5% (R2)	2.6% (R3)
	公営企業管理局	1.67% (R1)	2.5% (R2)	2.6% (R3)
	教育委員会	1.92% (R1)	2.5% (R3)	
	警察本部	2.67% (R1)	2.6% (R3)	
福祉施設から一般就労への移行者数 (※1)		168人 (H28)	188人 (R2)	
県営住宅の建設・改修(バリアフリー化) (※4)		2,841戸 (H27)	3,330戸 (R2)	
障害者差別解消法に係る職員研修受講者数 (平成29年度からの累計)		741人 (R1)	1,950人 (R5)	

数 値 目 標	基準値	目標値
障がい者芸術文化祭（ステージ発表等）への出演者数	58 者 (R 1)	80 者 (R 5)
障がい者芸術文化祭（アート作品展）への出展数	274 点 (R 1)	315 点 (R 5)

- ※ 1 : 令和 3 年度以降は、次期愛媛県障がい福祉計画で検討
- ※ 2 : 令和 5 年度以降は、次期愛媛県長期計画アクションプログラムで検討
- ※ 3 : 令和 4 年度以降は、障害者活躍推進計画で検討
- ※ 4 : 令和 3 年度以降は、次期愛媛県県営住宅長寿命化計画で検討

8 施策体系

基本理念	
本計画は、前計画を継承し、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指します。	
基本方針	施策体系
① 障がい者自身の 決定と選択による地域 生活の支援	地域生活の支援 1 意思決定支援の推進 2 相談支援体制の強化 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実 4 障がい児支援の充実 5 福祉用具の普及促進と利用支援 6 障害福祉サービスの質の向上等
	情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 1 行政情報のアクセシビリティの向上 2 意思疎通支援の充実
② 障がい者差別の解消と 「心のバリアフリー」 の推進	保健・医療対策の充実 1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防 2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供 3 精神保健・医療施策の充実 4 難病等に関する施策の充実 5 高次脳機能障害に関する施策の充実
	特別支援教育の充実 1 インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実 2 教育環境の整備・充実
③ バリアフリー化の 推進と情報アクセシビ リティの向上	雇用・就業、経済的自立の支援 1 総合的な就労支援 2 経済的自立の支援 3 障がい者雇用の促進 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保 6 福祉的就労の底上げ
	福祉を支えるひとづくり 1 専門職員の養成・確保 2 ボランティアの育成援助 3 研修体制の充実
	安全・安心な生活環境の整備 1 公共的施設と住宅の整備・改善 2 移動・交通対策の推進 3 人にやさしいまちづくりの意識啓発
④ 分野横断的な障がい者 施策の推進	防災・防犯対策の推進 1 防災対策の推進 2 防犯対策の推進 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	差別の解消及び権利擁護の推進 1 障がいを理由とする差別の解消の推進 2 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止
	芸術文化活動・スポーツ等の振興 1 芸術文化活動の推進 2 スポーツ等の振興 3 生涯を通じた多様な学習活動の推進
	国際交流の推進 1 障がい者の国際交流の推進 2 地域に住む外国人との交流の促進等